

鎌ヶ谷市景観条例（案）の骨子

都市建設部都市計画課

鎌ヶ谷市景観条例（案）の骨子

1 総則

(1) 目的

この条例は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画の策定等について必要な事項を定め、本市における良好な景観の形成を推進するための施策を講ずることにより、魅力あふれるまちづくりに寄与することを目的とすることとします。

(2) 定義

この条例において使用する用語の意義は、特別の定めがある場合を除き、景観法において使用する用語の例によることとします。

(3) 責務

本市の責務は、魅力あふれるまちづくりを推進するために、景観計画の策定や、良好な景観の形成に関する施策を策定し、実施するとともに、施策を策定し、実施しようとするときは、市民及び事業者の意見、要望等が十分反映されるよう努めるものとし、

事業者の責務は、自らの事業活動が良好な景観の形成に及ぼす影響に配慮し、良好な景観の形成に努めるとともに、本市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力することとします。

市民の責務は、自らが良好な景観の形成の主体であることを認識し、良好な景観の形成に努めるとともに、本市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力することとします。

2 景観計画

(1) 景観計画の策定等

市長は、景観計画を定めるものとし、景観計画を変更しようとするときは、鎌ヶ谷市景観審議会の意見を聴くものとするとともに、景観計画を公表することとします。

3 景観計画区域内における行為の事前協議等

(1) 事前協議

景観法第16条第1項又は第2項の規定による届出（建築物や工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更等の届出）をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならないこととします。

<p>(2) 助言又は指導</p>	<p>市長は、(1)の事前協議があったときは、良好な景観の形成に関する方針及び基準に基づき必要な助言又は指導をすることができることとします。</p>
<p>4 景観計画区域内における行為の届出等</p>	
<p>(1) 行為の届出 (条例に委任された事項)</p>	<p>景観法第16条第1項又は第2項の規定による行為をしようとする者は、規則で定めるところにより市長に届け出るものとします。 また、景観法第16条第1項第4号に規定する良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為は、木竹の伐採や土石、廃棄物等の堆積であることとします。</p>
<p>(2) 届出を要しない行為 (条例に委任された事項)</p>	<p>景観法第16条第7項第11号に規定する条例で定める届出を要しない行為は、建築物や工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更等のうち、景観計画に定める一定の規模を超えないものとします。</p>
<p>(3) 特定届出対象行為 (条例に委任された事項)</p>	<p>景観法第17条第1項に規定する特定届出対象行為(景観計画に定める制限に適合させるため、設計の変更等の措置をとることを命ずることができる行為)は、景観法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる届出を要する行為のうち、(2)の届出を要しない行為以外の行為とします。</p>
<p>(4) 行為の完了等の届出</p>	<p>景観法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、行為を完了し、又は中止したときは、市長に届け出なければならないこととします。</p>
<p>(5) 勧告及び命令の手続</p>	<p>市長は、景観法第16条第3項の規定による勧告(景観計画に定める制限に適合しないときの設計の変更等の措置をとることの勧告)並びに第17条第1項及び第5項の規定による命令(景観計画に定める制限に適合させるため、設計の変更、原状回復等の措置をとることの命令)を行おうとするときは、緊急を要する場合を除き、鎌ヶ谷市景観審議会の意見を聴くものとします。</p>

<p>(6) 公表</p>	<p>市長は、次のいずれかに該当する者について、氏名、住所等を公表することができることとします。公表しようとするときは、弁明の機会を付与するとともに、鎌ヶ谷市景観審議会の意見を聴くものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観法第16条第1項又は第2項の規定による届出をするに当たり虚偽の届出をした者 ・景観法第16条第3項の規定による勧告に従わない者 ・景観法第17条第1項又は第5項の規定による命令に従わない者
<p>5 景観重要建造物等（※1）</p>	
<p>(1) 指定の手続き</p>	<p>市長は、景観重要建造物等の指定をしようとするときは、あらかじめ所有者の同意を得るとともに鎌ヶ谷市景観審議会の意見を聴かなければならないこととし、指定したときは、所有者に通知し、その旨を告示しなければならないこととするとともに、標識を設置するものとします。</p>
<p>(2) 滅失等の届出</p>	<p>景観重要建造物等の所有者は、当該景観重要建造物等の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又は枯死したときは、速やかに市長に届け出なければならないこととします。</p>
<p>(3) 所有者の変更の届出</p>	<p>景観重要建造物等の所有者の変更があったときは、新たな所有者となった者は、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならないこととします。</p>
<p>(4) 管理方法の基準 (条例に委任された事項)</p>	<p>景観重要建造物等について、修繕前の外観を変更することがないようにすることなどの管理方法の基準を定めます。</p>
<p>6 景観重点地区</p>	
<p>(1) 景観重点地区の指定</p>	<p>市長は、特に良好な景観の形成を積極的に取り組む地区を景観重点地区として、指定することができることとし、景観重点地区における良好な景観の形成に関する方針及び行為の制限に関する事項を景観計画に定めるものとします。</p> <p>景観重点地区を指定する場合は、当該地区の関係者と協議するとともに、鎌ヶ谷市景観審議会の意見を聴かなければならないこととします。</p>
<p>7 景観まちづくり活動</p>	

<p>(1) 景観まちづくり活動団体の認定 (条例に委任された事項)</p>	<p>市長は、景観法第11条第2項の規定により良好な景観の形成の推進を目的として活動する団体を鎌ケ谷市景観まちづくり活動団体として認定できることとします。</p>
<p>(2) 表彰</p>	<p>市長は、本市の良好な景観の形成に寄与していると認められる建築物等の所有者や本市の良好な景観の形成に寄与していると認められる活動を行った個人又は団体を表彰することができることとし、表彰をしようとするときは、鎌ケ谷市景観審議会の意見を聴くものとしします。</p>
<p>(3) 助成等</p>	<p>市長は、本市の良好な景観の形成に資する活動を行う団体に対し、その活動に要する費用の一部を助成することができることとします。また、景観重要建造物等の保全のために必要があると認めるときは、その所有者等に対し、その保全に要する費用の一部を助成することができることとします。</p>
<p>8 鎌ケ谷市景観アドバイザー</p>	
<p>(1) 景観アドバイザー</p>	<p>市長は、本市の良好な景観の形成を推進するために必要な情報を収集し、又は専門的な助言を聴くため、鎌ケ谷市景観アドバイザーを置くことができることとします。</p>
<p>9 鎌ケ谷市景観審議会</p>	
<p>(1) 景観審議会</p>	<p>良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため、鎌ケ谷市景観審議会を置くこととします。 鎌ケ谷市景観審議会は委員10人以内をもって組織し、委員の任期は2年とし、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学識経験者 ・関係団体の代表者 ・公募による市民 ・市長が必要と認める者
<p>10 景観整備機構</p>	
<p>(1) 景観整備機構の指定等の手続</p>	<p>市長は、景観法第92条第1項の規定により景観整備機構の指定をしようとするときは、あらかじめ、鎌ケ谷市景観審議会の意見を聴くものとしします。</p>
<p>11 雑則</p>	

(1) 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとします。

備考

- ※1 景観重要建造物等とは、景観法第19条第1項に規定する景観重要建造物及び景観法第28条第1項に規定する景観重要樹木をいう。